

横浜市立もえぎ野小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日策定（令和 4 年 5 月 3 0 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、子どもたちの健やかな成長を願うことは、社会全体の願いでもある。そして子どもたちの健やかな成長のためには、誰もが安心して学校生活を送ることができるような学校が必要であり、温かい人間関係が大切である。しかし、何らかの原因により子どもたちの人間関係においていじめは発生する。いじめは、全ての学級、全ての児童において起こり得る可能性があることを認識しなくてはならない。また、いじめは子どもにとって健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、生命又は身体にも重大な危険を及ぼす恐れがあるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立った上で、全教職員が児童理解に努め、地域・保護者・その他関係機関と連携し、いじめの起こらない学校や学級づくりに取り組んでいく。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

○学校いじめ防止対策委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、
その他関係教職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任等）
※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○学校いじめ防止対策委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設の組織に位置づけ、毎月 1 回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○学校いじめ防止対策委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの推進
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- ・疑いを含め、いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、保護者との連携等、対応方針の決定を組織的に実施

●取組の検証

- ・本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・本方針に基づく校内研修の企画と計画的な実施
- ・本方針が適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し
(PDCA サイクルの実行を含む)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

- ・学校説明会や懇談会等での保護者への啓発活動
- ・生活に関わるアンケートの実施
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団づくり
- ・人権教育及び道徳教育の推進
- ・情報モラル教育の推進
- ・「けやき学級」や「あいさつ運動」などを通じた児童同士の交流を大切に活動
- ・運動会や宿泊体験学習などの学校行事を通しての仲間づくりの支援や自己有用感の醸成

○いじめの早期発見

- ・いじめの定義の理解や意識を高めるための教職員への研修
- ・生活に関わるアンケートの実施
- ・いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・教職員間による児童理解、情報共有の推進
- ・スクールカウンセラーとの連携

○いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに情報共有し、組織的に対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聞き取り、児童の状態に寄り添って継続的にケアをする。
- ・いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に合わせて継続的に指導、支援していく。
- ・いじめを受けた児童の保護者、いじめを行った児童の保護者と適切な情報提供を行い、保護者へ必要な支援・指導を行う。
- ・いじめの内容が犯罪行為にあたりと認められる場合やいじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に相談・通報を行い、連携を取りながら対応していく。

○いじめの解消

- ・いじめの解消として、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

いじめの解消の要件

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活を送れているかどうか、3か月を目安に面談等で確認する。

○教職員等への研修

- ・児童理解研修の定期的な実施
- ・児童指導研修の実施
- ・人権研修の実施
- ・情報モラルに関する研修の実施

○学校評議会等の活用

- ・「学校評議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題を含めて学校が抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決する姿勢を推進する。

○取組の年間計画

月	取組内容（予定）
年間	いじめ防止対策委員会 スクールカウンセラー教育相談 情報モラル出前授業 横浜子ども会議の取組
4月	児童理解研修
5月	地域訪問 YPアセスメント実施 生活に関するアンケート実施 けやき学級 学校説明会
6月	児童理解研修 けやき学級 あいさつ運動
7月	地区懇談会 特別支援教育に関する研修 6年宿泊体験学習
8月	小中合同職員研修 児童理解研修 教職員情報モラル研修会
9月	5年宿泊体験学習
10月	4年宿泊体験学習 道徳授業参観 けやき学級
11月	運動会 児童理解研修 YPアセスメント実施 生活に関するアンケート実施 けやき学級
12月	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン（いじめ防止月間） あいさつ運動
1月	児童理解研修
2月	けやき学級
3月	児童理解研修 新年度への引き継ぎ

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を基に見直しを検討し、措置を講じる。